



平成30年度 研究活動支援制度

利用者募集のお知らせ

男女共同参画推進室

群馬大学では、女性研究者がその能力を最大限発揮し、出産・子育て・介護などのライフイベントと研究を両立できるよう、研究活動支援者を配置する研究活動支援を平成26年度より実施しています。平成29年度には、科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(特色型)：まゆだまプラン〜アドバンス」が採択されました。

あなたが家族と過ごす大切な時間を提供します。お気軽にご相談ください。なお、特別研究員(RPD)の方も利用が可能です。

H30年度 申請開始

利用者の声

子どもを毎日病院に通わせており、午前中に連れて行くことができる。

(子育て・男性)

妊娠中の持続的な研究活動の充実。(妊娠・女性)

実験の進行に支障をきたさず介護のために帰宅できる。(介護・女性)

***ご夫婦での申請も受けます。
遠距離介護やシングルの子育ても
対象になります。**



※利用者には、男女共同参画推進室の事業への参加や研究成果の報告(ポスター発表など)をお願いしています。

応募締切 平成29年11月2日(木)正午必着【男女共同参画推進室(荒牧)】

配置期間 平成30年4月1日(土)～平成31年3月31日(日)

*平成28年度から申請の受付は通年になりました。

申請方法 申請書は各学部長等の承諾を得た上、各学部等事務部で取りまとめ、期限までに男女共同参画推進室へ提出願います。

*今回より**申請書等様式が変更になりました。**

*案内メールを確認の上、所属の締切にご注意ください。

利用対象者

研究活動支援者による研究活動支援を利用する者(以下「利用者」という)は、本学で研究に従事している常勤教職員、非常勤教職員(社会保険に加入する者に限る)及び独立行政法人日本学術振興会特別研究員(RPD)のうち、次のいずれかに該当するときとする。ただし、利用者が男性研究者の場合は配偶者が研究に従事している者に限る。

- ①本人又は配偶者が妊娠しているとき
- ②小学校6年生までの子どもを養育しているとき(育児休業の期間を除く)
- ③要介護者を介護しているとき(国立大学法人群馬大学「教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則第3条第1項第4号」に定める該当者に限る。また、介護休業の期間を除く。)

- 1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- 2) 父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹
- 3) 同居している父母の配偶者
- 4) 同居している配偶者の父母の配偶者
- 5) 同居している子の配偶者
- 6) 同居している配偶者の子

利用時の注意事項

ライフイベントの時間確保のため、
研究活動支援者単独での研究支援を奨励します。

- ①研究活動支援者の雇用期間は1年以内かつ研究活動に必要な業務のみに従事する。(支援者がTA・RAの場合は要項を参照)
- ②利用者は同一時間帯に支援者を2人以上雇用不可。
- ③利用者は雇用期間終了後1ヶ月以内に報告書を提出。
- ④利用者は支援者のキャリア形成に配慮する。

国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室 担当：長安(コーディネーター)

TEL 027-220-7146(内線：7146) kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp

荒牧キャンパス教養教育GC棟1階103 <http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp>